

新（赤文字部分が変更箇所）：2025年4月10日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）
第4条 変動金利の適用（元利均等返済）	第4条 変動金利の適用（元利均等返済）
1～2.省略	1～2.省略
3. 借入金利の変更に伴う元利金返済額の変更	3. 借入金利の変更に伴う元利金返済額の変更
（1）～（2）省略	（1）～（2）省略
（3）前号の元利金返済額の変更は、 返済額変更基準日を経過した 本条第2項3号の借入金利変更適用日直後の約定返済日から適用するものとします。	（3）前号の元利金返済額の変更は、本条2項3号の借入金利変更適用日直後の約定返済日から適用するものとします。
（4）本項に従って借入金利・元利金返済額が変更された場合、当社は借主に対して原則、変更後直後に到来する約定返済日以前に、変更後の借入金利・新元利金返済額を当社所定の方法により通知します。	（4）本項に従って借入金利・元利金返済額が変更された場合、当社は借主に対して原則、変更後直後に到来する約定返済日以前に、変更後の借入金利・新元利金返済額を当社所定の方法により通知します。
（5）前各号にかかわらず、適用される金利が変動金利であって、元利均等返済方式の場合において、本条第2項2号以外の事由による借入金利の変更がある場合においては、最終返済期日を変えずに毎回の元利金返済額を再計算し、再計算後の元利金返済額は、借入金利の変更があった日以降の当社所定の約定返済日から適用されます。なお、当該再計算においては、第1号および第2号の定め（当社所定の「金利変動リスク等に関する説明」の5.（ウ）に規定されている「5年ルール」および「125%ルール」）は適用されません。また、再計算後の借入金利及び返済額については、住宅ローンマイページの「返済予定明細」をご確認ください。	（5）新設
4.未払（未収）利息	4.未払（未収）利息
（1）借入金利の変更により、新借入金利で計算された利息の額が毎月の元利金返済額を上回る場合があります。その場合の新借入金利で計算された利息の額と毎月の返済額の差額を「未払（未収）利息」といいます。未払（未収）利息が発生した場合、未払（未収）利息は翌月以降の返済額より支払うものとし、その充当順序は、未払（未収）利息、その月の約定利息（返済利息）、元金の順とします。以後の支払いについても、同様とします。	（1） 本条第2項の 借入金利の変更により、新借入金利で計算された利息の額が毎月の元利金返済額を上回る場合があります。その場合の新借入金利で計算された利息の額と毎月の返済額の差額を「未払（未収）利息」といいます。未払（未収）利息が発生した場合、未払（未収）利息は翌月以降の返済額より支払うものとし、その充当順序は、未払（未収）利息、その月の約定利息（返済利息）、元金の順とします。以後の支払いについても、同様とします。
（2）～（4）省略	（2）～（4）省略
第13条 繰上返済	第13条 繰上返済

1. 一部繰上返済	1. 一部繰上返済
(1) 借主は、毎回の約定返済額は変えずに最終返済期日を繰上げる方法（期間短縮型）、または最終返済期日を変えずに毎回の約定返済額を再計算する方法（返済額軽減型）により、当社所定の手続きで繰上返済できるものとします。借入金利および返済額に変更がある場合には、住宅ローンマイページの「返済予定明細」をご確認ください。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分（遅延損害金も含む）を返済した後に当社所定の手続きにより繰上返済できるものとします。	(1) 借主は、毎回の約定返済額は変えずに最終返済期日を繰上げる方法（期間短縮型）、または最終返済期日を変えずに毎回の約定返済額を減らす方法（返済額軽減型）により、当社所定の手続きで繰上返済できるものとします。借入金利および返済額に変更がある場合には、住宅ローンマイページの「返済予定明細」をご確認ください。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分（遅延損害金も含む）を返済した後に当社所定の手続きにより繰上返済できるものとします。
(2) 省略	(2) 省略
(3) 最終返済期日における約定返済額が、毎回の元金返済額に比べて一定限度を超えて多い場合は、期間短縮型によっても最終返済期日が繰り上がらない場合があります。	(3) 新設
(4) 返済額軽減型を選択された場合の一部繰上返済後の毎回の約定返済額の再計算においては、第4条第3項第2号の定め(当社所定の「金利変動リスク等に関する説明」の5.(ウ)に規定されている「5年ルール」および「125%ルール」)は適用されませんので、最終返済期日における約定返済額が膨らんでいる場合には、一部繰上返済（返済額軽減型）を行った後の毎回の約定返済額が当該一部繰上返済を行う前の約定返済額よりも増えることがあります。	(4) 新設
第14条～第38条（省略）	第14条～第38条（省略）
【2025年4月10日現在】	【2025年1月14日現在】